

**～よりよい教育環境を目指して～  
学校のあり方に関する基本方針（案）**

**大田市教育委員会**

# 目 次

1	はじめに【基本方針策定の趣旨】	1
2	基本方針の位置付け	3
3	基本方針の計画期間	3
4	現状と課題	3
	（1）教育を取り巻く情勢	
	（2） <del>園児・児童・生徒数の減少による小規模化</del>	
	（3）学校施設の整備	
	（4）幼児教育、保育の充実	
	（5）小・中学校の教育の質の向上	
	（6）学校・地域・家庭の連携	
5	大田市の目指す学校づくりの基本的な考え方	6
	（1）子どもの成長過程に応じたねらいと役割を明確にします	
	（2）「子育て」に関する家庭、地域、学校の役割の見直しを進めます	
	（3）子どもの育ちを支える教育環境を整えます	
6	その実現に向けて	9
7	重点的取り組み	9
	（1）ふるさと教育	
	（2）自立と共生	
	（3）教職員の働き方改革	
	<u>（4）支援体制の充実</u>	
8	新しいタイプの学校づくり	13
9	策定の経緯と今後のスケジュール	14
	用語解説	15
	資 料	18

## ～よりよい教育環境を目指して～

### 学校のあり方に関する基本方針（案）

#### 1 はじめに【基本方針策定の趣旨】

人口減少問題が我が国全体の課題となる中、大田市においても地域の将来を担う人材の育成は最重要の課題となっています。

これまで大田市教育委員会では、児童・生徒数の減少に伴う学校の小規模化や児童・生徒を取り巻く教育環境の変化に対し、平成19年2月に策定した「大田市学校再編基本計画」において、望ましい学習集団の形成とそれに伴う教育環境の整備を柱に、小学校においては早期の複式学級解消と1学年の複数学級編成、中学校においては6学級（1学年2学級）とする基本的な考え方を示しました。これを踏まえ、平成20年7月に策定した実施計画では、具体的な再編・統合の組み合わせを示し、学校再編を進めてきました。

その結果、平成22年度に大田小学校と野城分校、平成23年度に温泉津町内4小学校、平成24年度に大代小学校と高山小学校、平成25年度に富山小学校と朝波小学校、池田中学校と第一中学校、平成26年度に温泉津中学校と仁摩中学校、それぞれ統合を行い、小学校は22校から16校に、中学校は8校から6校となり現在に至っています。

計画策定から10年以上が経過し、子どもたちを取り巻く様々な環境が変化する中、2020年度から段階的に実施される新学習指導要領が公示され、児童・生徒が今後の変化の激しい時代を生き抜くため、大きく2つについて改革のキーワードが示されました。

1つには、「主体的・対話的で深い学び」です。

教育課程全体を通して育成を目指す資質、能力を、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱によって整理し、これらの資質・能力の育成を目指すこととされました。

2つには、「社会に開かれた教育課程」です。

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を、「地域とともにある学校づくり」を通じて学校と地域社会が共有し、連携・協働しながら実現していくこととされました。

今、児童・生徒数の減少は、教育のみならず今後の地域のあり方を考えるうえで大きな不安要素となっています。なかでも地域の将来を担う人材の育成が重要な課題となっており、教育・学校に寄せられる市民の期待はとて大きくなっています。

大田市では、本年度から始まる総合計画において、子どもから高齢者までのすべての人たちが一緒に楽しく夢を語り合いながらアイデアを創り、共に汗をかきながら、ひとつずつ形にしていく「共創」によるまちづくりを基本姿勢としています。

魅力ある就業の機会を創出し、子育て環境を整えることで、若い世代の人たちが結婚・出産、子育てしやすい社会をつくり、定着、回帰・流入する流れを作ること。=により、「子どもたちの笑顔があふれ、みんなが夢を抱けるまち‘おおだ’」~~の~~を実現に向け  
するため、すべての人が共に行動し、持続可能なまちづくりに向けて取り組みを進めて  
い~~ま~~することがますます重要となっています。

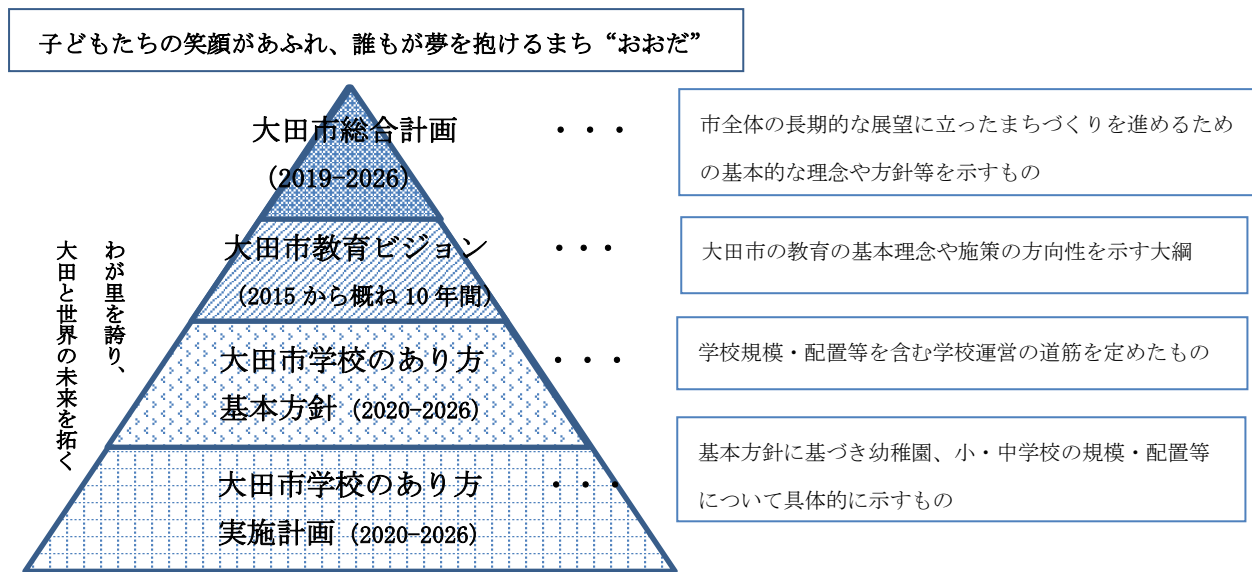
~~学校のあり方を検討するにあたり、「共創」の精神は「地域とともにある学校づくり」の理念と相通じるものと考えます。~~

こうしたことから、今後の学校のあり方については、その規模・配置にとどまらず、運営そのものを根本から見直す時期に来ていると考えます。

今後は、平成28年2月に策定した教育大綱「大田市教育ビジョン基本構想」の基本理念「わが里を誇り、大田と世界の未来を拓く」に基づき、「人づくりは地域づくり」に直結するとの考えのもと、全ての学校、地域社会、行政が将来の地域の姿や地域を担う子ども像を共有することが必要と考えます。そのうえで豊かな自然、歴史・伝統、文化など、大田ならではの強みである「ひと、もの、こと」を生かしながら、児童・生徒の個性や適性に応じた多様な学びを追求できる体制や児童・生徒にとって望ましい教育環境を整えていくため、この基本方針を策定します。

実施計画の策定にあたっては、子どもたちにとっての「よりよい教育環境を目指して」を基本としつつ、「地域とともにある学校づくり」の理念を踏まえた丁寧な議論をする中で推進してまいります。

## 2 基本方針の位置付け



## 3 基本方針の計画期間

本基本方針の計画期間は、2020年度から2026年度までの7年間とします。

## 4 現状と課題

### (1) 教育を取り巻く情勢

今、社会のグローバル化や過疎化、家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化、情報技術の進展によるコミュニケーションのあり様の変化により、地域社会等の繋がりが希薄となり、地域住民の支え合いによるセーフティネット機能が低下するなど、社会環境は、大きく変化しています。また、情報技術の進展や人工知能、IoT (※1)、ロボティクス (※2) 等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられ、人間関係のあり様に変化し、今後は社会のあり方そのものが劇的に変わると予想されています。

こうした中、文部科学省では中央教育審議会の答申や教育再生実行会議の提言に基づき、着実な教育再生を推進することを掲げています。

また、変化の激しい社会の中で、子どもたち一人一人が困難な状況を乗り越え、主体的・創造的に自らの人生を切り拓きながら、力強く生きていくための「確かな学力」を身に付けることが、学校教育に求められています。

そのためには、子どもたちが、自らの将来に向けて幸福で主体的な生き方を実現できるよう、また、よりよい社会の担い手になっていけるよう個々の発達段階に応じて育成すべき資質・能力を明確にしたうえで目標や内容の見直しを行い、個々に応じた丁寧な教育を進めることが必要と考えます。

## (2) 園児・児童・生徒数の減少による小規模化

当市においても急速な少子化に伴い、~~児童生徒数の減少~~、学校の小規模化が確実に進行しています。規模の小さな学校の利点は、一人一人に教職員の目が行き届きやすく、個々に応じた丁寧な対応や指導ができることや地域との密接な関係づくりが可能で、児童・生徒一人一人が自己表現する場が与えられることにより、自己肯定感が育ちやすいことなどが挙げられます。一方で、少人数の学級ということから、友達関係が固定化しがちで、競争意識や部活動、学校行事など集団生活の中で育むコミュニケーション能力が育ちにくいということなどが指摘されています。また、教諭や養護教諭、事務職員の配置などに制約があることから学校運営に深刻な影響を及ぼしています。

(参考：資料 表1～表9)

## (3) 学校施設の整備

市内の学校施設（校舎、屋内運動場等）は、概ね耐震改修が完了したものの、いずれも建築後相当年数が経過し、教育機能のほか地域の防災機能、避難所としての機能の面からも今後大規模改修または改築が必要な状況となっています。

(参考：資料 表10～表12)

## (4) 幼児教育、保育の充実

社会状況の変化に伴う保護者ニーズの多様化や出生数の減少、施設の経年劣化など、市立幼稚園を取り巻く環境も大きく変容してきました。

こうした中、平成24年に子ども・子育て支援法が制定され、本市においても平成27年に教育、保育、子育て支援に関する全体計画「子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。また平成30年度からは幼稚園においては「幼稚園教育要領」が、保育所においては「保育所保育指針」がそれぞれ改められ、その中で「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」(※3)が明確に示され~~たり、それを、~~小学校においても2020年度から新学習指導要領が導入されるなど、幼稚園・保育園から小学校への円滑な接続を推進するための改訂が行われたところと共有するなどして、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るよう努めることが示されました。

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期です。すべての子どもに~~集団活動や遊びを通して自立や共同の精神の~~遊びや集団生活を通して自立心や協同性などの芽生えを育み、生きる力の基礎を育む培う質の高い幼児教育の機会を保障することは極めて重要です。

そこで、子どもたちの幼児教育を受ける機会を保障するとともに、保護者が安心して子育てができる環境を整備する必要があります。

また、近年、特別な支援を必要とする幼児・児童は増加傾向にあります。こうした幼児・児童に対しては、就学前の早い段階から、通級指導等の支援を行うことで、よりスムーズな小学校への接続が可能となります。

そのため、専門家や幼児教育アドバイザーなどによる早期の相談・支援体制を構築し、家庭支援を行うことが必要です。

(参考：資料 表13)

## (5) 小・中学校の教育の質の向上

新学習指導要領においては、子どもたちが次代を切り拓くために求められる資質、能力は、文章の意味を正確に理解する読解力、自分の頭で考え、表現する力、対話や協働を通じて知識やアイデアを共有し新しい解や納得解(※4)を生み出す力などとし、こうした力の定着に向けてこれまでの学校教育をさらに発展させ、新たに小学校課程でのプログラミング教育や外国語活動・教科の導入など、多様な学びの充実を図る観点から改訂が行われました。

今日、不登校、いじめや問題行動、虐待や生活困窮を含む家庭における様々な困難な事象等は増加傾向にあり、緊急かつ細やかな見守りがより求められています。また、特別な支援を必要とする児童・生徒へのその実態に即した丁寧な支援も求められています。

こうした児童・生徒を取り巻く様々な課題への対応については、高い専門性が求められる事案も増えていることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員や介助員などの教員以外のスタッフや医師、社会福祉士などの専門家、さらには福祉部局、児童相談所、警察などの専門機関と適切な連携を図る必要があります。「チーム学校」(※5)としての機能強化が必要です。

また、学校や教師は、~~児童生徒への理解を一層深め~~、“子どものために”という強い使命感と責任感から、児童・生徒にかかわるあらゆる業務を自らの業務とみなして、結果的に業務の範囲を拡大し続ける状況に陥っています。こうした教職員の勤務実態は直ちに改善が必要な差し迫った状況にあります。

教職員が自らの健康管理はもとより、その専門性を高め、子どもたちに対して質の高い教育活動を行うことができるよう、また誇りをもって働くことができる環境を整えるなど、学校における働き方改革が必要となっています。

## (6) 学校・家庭・地域の連携

現在、学校においては、公民館やまちづくりセンターなどと連携し、子どもたちの基礎学力・体力の向上、定着はもちろんのこと、生まれ育った地域に対する愛着・誇りの意識を育て、地域ならではの様々な資源を活用したふるさと教育や地域の産業への関心や職業観の育成を目的とした職場体験など、それぞれの発達段階に応じた様々な取り組みを行っています。

これらの取り組みを行うに当たっては、学校・地域双方からの委員で構成された学校運営協議会(※6)を開催し、連携を図ることとしていますが、会議の内容が、報告及び学校に対する要望に終始するなど、十分に機能していない状況になっています。また、各学校においては、求められる内容ごとに様々な組織が立ち上げられ、しかもそれらの構成員はほぼ同じことから、これら学校の運営に関する諸会議については、整理・充実を図る必要があります。

また、地域における人口減少や高齢化、核家族化の進行や共働き世帯の増加といった家庭環境の変化などにより、家庭学習への支援や放課後児童クラブ、放課後子ども教室などの学校管理外での取り組みに対する支援・連携の充実も必要となっています。

さらに、中学校においては、スポーツ・文化両面で部活動が行われていますが、生徒数の減少から、部そのものの存続が危ぶまれる状況も生じており、特に小規模校では単

一の部活動しか実施できず、生徒は選択肢を限定される状況となっています。こうしたことから、近年自分の入りたい部活動のある学校への校区外就学が増加しています。

また、過度の活動による生徒の心身の負担過多や教職員の長時間労働が課題となっており、部活動の本来の目的を明確にするとともに、社会体育や文化団体等での受け皿拡大などの対応を図る必要があります。

## 5 大田市の目指す学校づくりの基本的な考え方

**「よりよい教育環境」の実現を通じ、地域の担い手となる子どもを地域総がかりで育成し、持続的な地域づくりに資する教育を推進します。**

大田市教育ビジョンでは、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を自覚し、市民誰もが教育の当事者として協働して目標の達成を図ること。また、「ひと・もの・こと」など、様々な教育資源を見出し、積極的に活用することにより大田市ならではの特色ある教育を進め、教育移住などの人の流れもつくることを目指しています。

こうした方向性に基づき、大田市が力を入れて進めている取り組みとして「教育の魅力化」があります。

「教育の魅力化」とは、学校と地域社会がその目標となる子ども像や地域の将来像を共有し、協働を図りながら、それぞれが主体的な取り組みを行い、大田市の教育をよりよいものに高めていくことです。

大田には、豊かな自然や多様な体験の場、卓越した知見を持つ先達の存在など、恵まれた教育環境が私たちの身近にあります。こうした地域資源を子どもたちとともに掘り起し、これまで以上に活用しながら、学校と地域が一体となって子どもたち一人一人の自己実現を支援する体制づくりが必要です。

子どもたち一人一人に目を向け、地域の将来を担う当事者としての期待を寄せる大人の姿が、子どもたちの自己肯定感を高め、自らの人生と地域や社会の未来を切り拓くために必要となる「生き抜く力」を育てていくために極めて重要と考えます。

また、教育の魅力の高まりを「地域の魅力」へとさらに発展させることが、「持続可能な地域づくり」につながるものと考えます。「この地域で学びたい、住みたい、貢献したい」といった好循環を生み出し、魅力ある地域づくりを推進することが今後の大田の教育の進むべき方向であると考えます。

~~こうした考え方を踏まえ、大田市教育ビジョンの将来像である「わが里を誇る」子どもたちを育成するためには、特に小学校段階において多くの人たちとの対話、交流を通じて地域の「ひと・もの・こと」をまずは知り、成長に応じた体験を積み重ね、児童自身が自ら考えるといった教育環境を整えることが必要と考えます。~~

~~一方、中学校段階においては、将来、より自分らしい人生観を追求するためには、小学校で培った知識や体験などをもとに、さらに対人関係やコミュニケーションの場を広げ、集団の中で多様な価値観に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばすことができる環境が重要です。~~

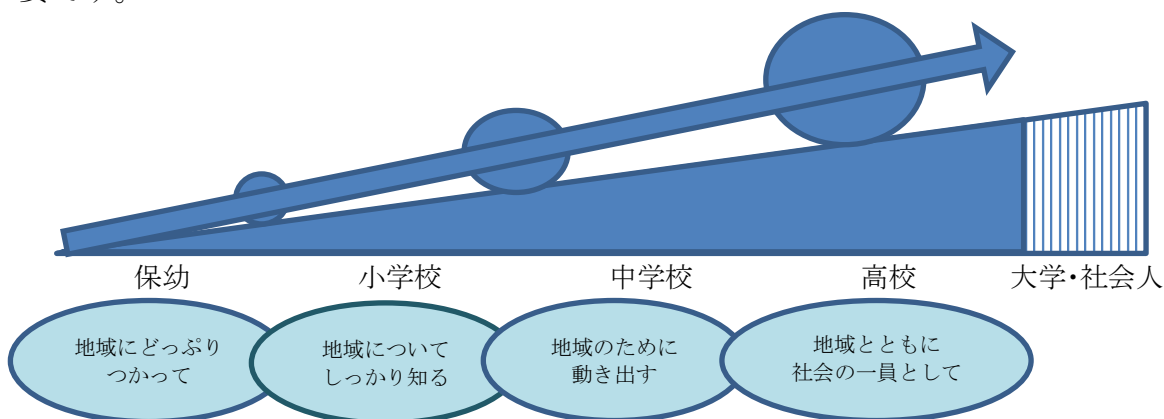
~~そのため、このことから児童・生徒の教育条件の改善を基本に、「地域とともにある学校づくり」の視点も踏まえて、基本的なコンセプトを次のとおり定めます。~~



## (1) 子どもの成長過程に応じたねらいと役割を明確にします

幼稚園、保育園~~所~~から小学校へ入学する際の「小1プロブレム」(※7) や、中学校へ進学するにあたっての「中1ギャップ」(※8) は、義務教育における大きな課題となっています。

また、特別支援教育の充実や様々な課題への対応のためには、個々の児童・生徒の状況に応じた細やかな支援が必要です。そのためには校種を超えた円滑なつながりが特に必要です。



「こどもの育ちと学びのめやす」(※9) を活用し、校種を超えて、子どもたち一人一人の個性や発達段階に応じた最適な学びの環境を確実にバトンタッチしていきます。

## (2) 「子育て」に関する家庭、地域、学校の役割の見直しを進めます

「地域とともにある学校づくり」を進めるためには、学校は教育課程を含めた学校運営全般に関する情報を家庭、地域住民へ積極的に開示し、学校や児童・生徒、教職員の現状などについての理解を広めることが重要です。

そのうえで、学校が保護者や地域住民等と教育目標を共有し、その理解・協力を得ながらそれぞれが主体的に学校運営に参画する仕組みづくりを進めることによって、これまで学校、教職員が担ってきた業務の一部を家庭、地域の役割として見直すことが必要となっています。

また、地域においては、既に公民館やまちづくりセンターを介して「ふるさと教育」や「職場体験」などの学校の取り組みの支援が行われています。実社会での体験を取り入れたこうした活動は、子どもたちに地域の一員としての自覚や主体的で粘り強く取り組む力を育むことにもつながるとともに、そのことを積極的に地域全体で支援していくことで、地域の皆さんの生きがい・活動意欲の向上や、地元企業にとっては将来的な人材確保など、地域全体の活性化・担い手確保にもつながると考えられます。

学校における様々な取り組みの現状や「地域の将来を担う子どもたちに求められる資質、能力とは何か」「何が学校、教職としての職務であって、何が職務でないか」「地域、家庭はどうあるべきか」を家庭や地域など、社会全体での協議を通じて共通理解することが大切です。そのうえで、それぞれがその解決に向け主体的かつ積極的に取り組めるよう、地域学校協働活動(※10)をはじめ、学校運営に関わるこれまでの様々な組織や校務分掌の整理・統合を積極的に行い、学校運営協議会を核とした仕組みづくりを進めます。

### (3) 子どもの育ちを支える教育環境を整えます

地域全体で子どもたちを支え、安心して子育てのできる環境づくりに向けた大人たちの真剣な姿こそが地域の将来を担う子どもたちの育ちに大きな力を与えるものと考えます。

また、地域における課題解決を大人たちだけで考えるのではなく、子どもたち自らが地域住民の一人として、地域の課題解決に向けたアイデアや実践活動につなげるなど、学校や子どもたちの力を地域づくり活動に生かし、学校と地域がともに発展しあう活動を展開することにもつながります。

こうしたことから小学校区単位の地域ごとに幼稚園または保育園~~園~~所などの未就学児の支援施設とまちづくりセンターや放課後児童クラブ等が配置され、安心して子育てができる環境を整え、それらを自治会や各種団体、企業などが支えるという地域総ぐるみで子どもたちを育成し、地域づくりを推進する体制を整えることが必要と考えます。

## 6 その実現に向けて

次に合った新しいタイプの学校（P13参照）への転換も視野に「大田市ならではの学校づくり」を推進するとともに、地域の事情を総合的に考慮して、学校の統合・再編や通学区域の見直しを行います。

- (1) 小学校は、多くの人たちとの対話、交流を通じて地域の「ひと・もの・こと」をまずは知り、成長に応じた体験を積み重ね、児童自身が自ら考えといった教育環境を整えるため、原則、現在設置している地域ごとに地域総がかりでの魅力ある学校づくりを推進します。
- (2) 中学校は、より多くの生徒の関りの中で主体性、社会性等を身に付ける対人関係やコミュニケーションの場を広げ、集団の中で多様な価値観に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質、能力、可能性をさらに伸ばすことができる環境を整えるため、統合・再編などを進めずにより、魅力ある学校づくりを推進します。
- (3) 幼稚園は、生きる力の基礎を培う質の高い幼児教育の機会を保障し、保護者が安心して子育てができる環境を整備するため、市長部局と協議の上、「認定こども園」へ移行します。
- (4) 様々な課題へ対応し、個々の園児・児童・生徒の状況に応じた細やかな支援を行うため、特別支援教育をはじめとする、子育てに関する相談・支援体制の充実を図ります。

## 7 重点的取り組み

### (1) ふるさと教育

#### ①地域総がかりでの地域の未来を担う人材育成に向けた体制の構築

- ・学校に関する情報の積極的な発信
- ・保護者、地域住民が集いやすい環境づくり
- ・全ての小・中学校への「学校運営協議会」の導入
- ・学校施設の地域開放の促進(まちづくりセンターとの共同、管理運営手法など)
  - ※地域の人々に学校へ足を運んで気軽に立ち寄ってもらえる仕組みや雰囲気づくり
- ・子どもたちの地域づくり活動への主体的参加の拡大
  - ※小・中学校における地域課題探究・解決型学習の実施
- ・社会教育による地域課題の解決と次世代に引き継ぐ取り組み
  - ※これまで各校区で公民館が担ってきた学社融合に向けた連携事業や地域学校協働活動と学校運営協議会の取り組みを整理し、充実させる。
  - ・各校区における放課後児童クラブ等の拡充

#### ②防災教育の充実

- ・地域の子は地域で守る体制の整備(自主防災組織への参画など)
- ・学校施設を活用した防災・避難訓練や救急救命訓練等の実施
- ・地域防災拠点または避難所としての学校運営のあり方を明確化

### ③山村留学センターの活用

豊かな自然と文化を活用した様々な体験活動への市内の児童・生徒の参加拡大とその実践を子どもたちの「生き抜く力」の育成へ生かすための教員研修制度について検討を行います。

## (2) 自立と共生

### ①就学前、小学校低学年での基礎教育の充実

- ・学習規律、学習習慣の定着と学ぶ意欲の向上
- ・乳幼児期からの読書習慣の定着：学校図書館司書、読書活動推進員の配置・充実
- ~~・相談機能の一元化と充実：保護者が安心して子育てができる支援体制~~
- ~~※妊娠期からの子育て期間の全般に亘る諸々の悩みや相談ができ、個々の状況に応じて専門機関にもつなげる体制を整備~~
- ・島根県が設置する「幼児教育センター」「幼児教育アドバイザー」の積極的活用  
：相談、指導、研修、情報提供など

### ②保幼・小・中・高の連携

- ・一貫性のある連続したキャリア能力の形成などの取り組みを通じ、子どもたちの社会的自立を支援
- ・校区内の保育園~~所~~、幼稚園、小・中学校、高校が「相互連携協定」を結び、連携活動を加速  
※各校種相互の連携事業を実施

### ③家庭教育支援

保護者が子育てに対する第一義的責任と自覚を持って取り組めるよう支援する。

- ・相談機能の一元化と充実：保護者が安心して子育てができる支援体制
- ※妊娠期からの子育て期間の全般に亘る諸々の悩みや相談ができ、個々の状況に応じて専門機関にもつなげる体制を整備
- ・「家庭教育支援事業」の新設：研修、講演会の開催など

### ④教育機会の確保

- ・不登校(傾向)児童・生徒への適応指導教室(※11)のあり方の見直し
- ・在宅学習支援(ICTを活用した教育など)の検討
- ・生活困窮世帯に対する支援の継続(就学援助・学力向上支援など)

### ⑤特別支援教育～早期からの適切な支援と対応を実施

- ・特別な支援を要する児童・生徒の支援体制の充実(専門家・関係機関等との連携強化、保・幼・小・中・高の連携強化など)
- ・通級による指導(※12)の充実(幼児期通級、通級指導教室の拡充)
- ・特別支援学級介助員、特別支援教育等支援員(※13)の配置による細やかな支援の充実
- ~~・専門家、関係機関等との連携強化~~
- ~~・校種を超えた情報の共有と適切な対応~~

### ⑥人権教育

- ・学校におけるいじめや人権に関わる事象の早期の認知と対応
- ・児童・生徒の悩みなどへの相談体制の確立

- ・子どもたちの発達段階に応じた進路保障を柱とした人権教育の機会の拡充
- ・「チーム学校」としての対応
- ・家庭・医療・福祉分野との連携
- ・教職員研修の実施

### (3) 教職員の働き方改革

#### ①学校における業務改善

##### a 「学校業務改善プラン」の策定（平成31年3月 策定）

教職員の勤務時間等の削減などを通じて、教職員のワークライフバランスを達成するとともに本来の業務である子どもたちに向き合う時間を確保し、教育の質向上を図るため、学校現場における働き方改革に関する統一の実施基準を定めました。

(主な内容)

##### ○業務負担の軽減

- ・勤務時間管理の徹底
- ・教員の負担軽減のための人的措置
- ・事務事業の負担軽減

##### ○業務改善の促進

- ・管理職、教職員の研修の実施
- ・各学校における取り組みの促進
- ・メンタルヘルス対策の実施
- ・職場環境の改善
- ・保護者、地域との連携

##### b 校務支援システムの導入

校務の効率化と教職員の事務負担の軽減のため、県並びに他市町との共同による統合型校務支援システム（※14）の導入に向け検討します。

##### c 学校給食費の公会計化

学校給食に関する事務のうち、給食費の徴収、未納金の督促等を含めた管理事務について、公会計化に向け検討を行います。

#### ②部活動

##### a 「部活動ガイドライン」の策定（平成31年2月 策定）

学校教育の一環として行われる部活動について、児童・生徒のより健やかな成長や教職員の適正な勤務を実現するため統一の実施基準を定めました。

各学校においては、このガイドラインを踏まえ、地域の実情も考慮の上、活動の基準を定めます。

(主な内容)

##### ○生徒、教職員の負担軽減

- ・適切な活動量の設定（活動時間、休養日の設定）
- ・外部指導者の活用等校内体制の改善（部活動顧問者会の設置、部活動指導員等の活用など）

### ○活動の量的確保から質的向上への転換

- ・効果的、計画的な運営（活動計画の作成と見直しなど）
- ・保護者、地域との連携（情報発信、競技団体との連携など）
- ・生徒の主体的な活動の推進（部活動リーダー会の設置、生徒同士のミーティングの開催）

### b 社会体育や文化団体等での受け皿の拡大

地域のスポーツ・文化団体、社会教育施設等との連携を進め、地域単位または総合型地域スポーツクラブ（※15）等、学校以外での活動の受け皿について検討を進めます。

## (4) 支援体制の充実

### ①事務局体制の充実

学校づくりを支える教育委員会事務局体制について、職員配置を含め充実を図ります。

### ②教職員研修の充実

教職員の資質・能力の向上のため、研修内容・研修形態等の見直しを通して、教職員研修の充実を図ります。

## 8 新しいタイプの学校づくり

今後の学校の規模・配置については、かつて行った複式学級の解消や児童・生徒数の均衡などを基とした「望ましい学習集団」といった考え方だけではなく、大田ならではの教育をどう高め、子どもたち一人一人の「生き抜く力」を育てていくかといった観点が必要です。

特に小規模校においては、そのデメリットを緩和するとともに、良さをさらに引き出すための小規模校独自の可能性に挑戦する取り組みなどについて、学校を中心に地域、家庭が「共創」の理念のもと、魅力ある学校づくりを進めていくことが望ましいと考えます。

従って、小規模校を決して無原則に存続させるということではなく、地域の中で学校がどういう存在なのかということをしつかりと議論し、地域総がかりでの子育て体制を築くため、学校づくりは地域づくりとの認識のもと、各地域の実情を踏まえ、地域の持続的な発展に寄与するための学校の活性化を図るなど、地域が責任をもって学校を維持・運営していくといった心構え、覚悟が必要です。

そのためには、「共創」の精神を踏まえ、学校ごとに学校運営協議会を中心に義務教育学校、ICT活用教育、キャリア教育など、以下に例示する地域の特色をさらに生かした学校づくりを家庭・地域とともに進める必要があります。

### (1) 義務教育学校

小学校から中学校までの学びと育ちの繋がりを重視し、その円滑な接続を目指して義務教育9年間を一貫したカリキュラムで行う学校

### (2) ICT活用教育（合同学習）

高速通信網やICT機器等を活用し、離れた複数の学校間で映像や音声を含めた遠隔授業等を行うこと。特に小規模校での集団活動を補完するものとして有効。

### (3) キャリア教育

子どもたちの発達段階に応じ、郷土愛を育み、勤労観・職業観を身につけさせ、社会で自立し働くことを通じて社会への貢献を目指して行う教育活動

### (4) スポーツ教育

学校の教育活動全体を通じて体育・健康に関する指導の充実を図り、生涯にわたって積極的に運動やスポーツに親しむ資質や能力を育むとともに、健康の保持・増進のための実践力を育成する教育

### (5) インクルーシブ教育

誰もが互いに人格と個性を尊重して支えあい、多様な在り方を認め合うために、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行い、同じ場で共に学ぶことを追求する教育

また、学校固有の環境（自然環境、社会環境、文化・特色ある教育活動など）のもと、心身の健やかな成長を促し、豊かな人間性を培い、明るく伸び伸びとした教育を希望する児童・生徒、保護者に対し、教育委員会が指定した学校において一定の条件の下で校区外からの入学（転学）を認める「特認校制度」(※16)の導入を検討する必要があります。

## 9 策定の経緯と今後のスケジュール

### 平成 28 年度

2 月 統合校の保護者対象の意見交換会(6校)

### 平成 29 年度

9 月～11 月 市内全小・中学校保護者との意見交換会(19 か所)

### 平成 30 年度

10 月～11 月 市民対象の意見交換会(18 か所)

12 月 市内中学校生徒との意見交換「これからの学校について考える」

1 月～3 月 教育委員会議において基本方針(案)の協議

2 月 総合教育会議で市長との意見交換

### 平成 31 (令和元) 年度

4 月 「基本方針」(案)の策定

6 月 検討委員会(学識経験者、地域関係者、教育関係者、保護者)を設置

6 月～9 月 基本方針(案)について協議(全4回)

8 月 総合教育会議

9 月 パブリックコメントによる意見公募

10 月 基本方針 策定

11 月～ 基本方針についての地区・保護者説明会を開催

11 月～2 月 実施計画について協議

1 月 総合教育会議

2 月末 実施計画(案)の作成

3 月 パブリックコメントによる意見公募

3 月末 実施計画 策定

### 令和 2 年度 (予定)

4 月～ 「実施計画」における対象地区ごとの協議



## 【用語解説】

### ※1「IoT」

Internet Of Things の略で、「モノのインターネット」と訳される。すべてのものがインターネットにつながることで、それぞれのものから個別の情報を取得でき、その情報をもとに最適な方法でそのものを制御できる仕組み。

### ※2「ロボティクス」

ロボットの設計・制作・制御を行う「ロボット工学」を指す。ロボットのフレームや機構を設計する機械工学、ロボットに組み込んだモーターを動かすための電気回路を制作する電気電子工学、ロボットを制御するプログラムを作成する情報工学に関する研究を総合的に行う学問。

### ※3「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

2017年の「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定子ども園・保育要領」の改定に伴い、~~小学校就学前の姿を想定したもの~~幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることにより、幼児教育において育みたい資質・能力が育まれている幼児の具体的な姿であり、特に5歳児後半に見られるようになる姿。具体的には「健康な体と心」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活とのかかわり」「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量・図形、文字等への関心・感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」を経験したり、備えたりしている10の姿。これらはあくまでも目安であり、また、連続性で育っていくものである。~~このポイントで小学校との連携が図りやすくなることを願って示されている~~この姿を手がかりに子どもの姿を共有するなど、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図ることを願って示されている。

### ※4「納得解」

正解かどうかはわからないが、自分や自分を含めた皆がうなずける解のこと。答えのない課題にも粘り強く取り組んでいく力が求められており、その力を育てるためにもこのような解を導き出せる力や授業のあり方が必要とされている。

### ※5「チーム学校」

複雑化・多様化した課題の解決、社会に開かれた教育課程の実現等のために必要とされる学校の姿。学校のマネジメントが強化され、教員一人一人が自らの専門性を発揮し、心理や福祉等の専門スタッフ等と連携・分担する体制が整備された学校。

### ※6「学校運営協議会」

地域の将来のために地域ごとに「〇〇〇な子ども」を育てるという共通目標を持ち、学校の経営全般に亘って地域・学校・家庭がそれぞれ主体的な立場で企画・協議・活動する組織。

#### ※7「小1プロブレム」

小学校入学直後に見られる行動。具体的には、落ち着いて話が聞けない、注意をされると感情的になる、集団行動ができない等の姿のこと。

#### ※8「中1ギャップ」

中学校の入学時に学習内容、学習形態、人間関係の変化、部活動の開始等の新しい生活リズム等の環境の変化にうまく適応できない様子。また、小学校6年時と比較して中学校1年時は不登校の数が増加する現象をいつている場合もある。

#### ※9「こどもの育ちと学びのめやす」

就学前から小・中学校、高校を通じて切れ目のない教育を実現するため、平成28・29年度にかけて、0歳から18歳までの子どもの成長過程に応じてつけたい子どもの資質・能力を大田市版の「めやす」としてまとめたもの。

#### ※10「地域学校共同協働活動」

学校と地域が「共に子どもたちを育て、共に地域を創る」という理念に立ち、連携・協働して地域全体で未来を担う子供たちを支えていく活動。これまであった「学校支援地域本部事業」（保護者・地位住民・各種専門家などが学校支援ボランティアとして学校を支える体制づくりを進める事業）を発展させ、より多くの地域住民が学校の活動に参画していくことを求めている。

#### ※11「適応指導教室」

市町村の教育委員会が学校以外の場所に設置し、長期欠席をしている不登校の小中学生を対象に教育相談、集団での指導、教科指導等を行い、学習の機会を確保する教室。

#### ※12「通級による指導」

通常の学級に在籍する軽度の障がいがある幼児・児童・生徒に個別指導を中心に行う特別の指導で、障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的として、個々の幼児・児童・生徒のニーズに応じて行われるもの。

#### ※13「特別支援学級介助員・特別支援教育等支援員」

校内の支援体制充実のために大田市が独自に配置しているスタッフ。特別支援学級介助員は、介助や緊急的な対応などを要する児童・生徒が在籍する特別支援学級や多人数の特別支援学級に配置している。特別支援教育等支援員は、緊急的な対応や特別な支援を要する児童・生徒が在籍する通常の学級に配置している。

#### ※14「統合型校務支援システム」

教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系などを統合して機能するコンピューターシステム。教員の長時間勤務を解消し、教育の質の向上を図る具体的な解決策の一つとされているもの。

#### ※15「総合型地域スポーツクラブ」

人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子どもから高齢者まで、様々なスポーツを愛好する人々が、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。

#### ※16「特認校制度」

豊かな自然環境や少人数の特長等の活用により、特色ある教育活動を展開する学校を、教育委員会が「特認校」として指定し、校区外からの入学、転学を住所や通学等の一定条件のもと認める制度。

## 【資料】

- ・表1) 大田市の人口の推移と推計
- ・表2) 児童生徒数の推移と推計
- ・表3) 学校の規模と学級数
- ・表4) 通常学級の学級編制基準
- ・表5) 児童生徒数・通常学級数の推移と推計
- ・表6) 規模別小学校数の推移と推計
- ・表7) 規模別中学校数の推移と推計
- ・表8) 児童数別小学校数の推移と推計
- ・表9) 生徒数別中学校数の推移と推計
- ・表10) 地区別の学校配置と人口推移
- ・表11) 学校施設(棟別)の建築経過年数
- ・表12) 学校施設(学校別)の主要な建物の建築経過年数
- ・表13) 幼稚園入園児数の推移